

第9回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年9月5日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和6年9月5日（木） 午後1時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年9月5日（木） 午後1時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1 番	山崎富士子	2 番	笠原 勝	3 番	松尾 茂敏	4 番	田浦 則利
5 番	中川 實美	6 番	馬場 保	7 番	前田 辰己	9 番	田島 真一
10 番	内田 弘幸	11 番	栄木 正孝	12 番	宮寄 芳守	13 番	井出 真吾
14 番	小田 伸吾	15 番	小筏 正治	16 番	山崎 正典	17 番	坂本 博
18 番	東 康敬	19 番	林田 剛				

(2)欠席者（1名）

8 番 鶴崎 高幸

- 5 議事に参与した者
- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 高木 謙次 |
| 次 長 | 内田 啓輔 |
| 参 事 補 | 酒井 伸也 |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）について

午後1時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） それでは、ただいまから令和6年第9回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

議事進行上、発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

なお、議案第４３号、基盤強化促進法では、山崎正典委員、内田弘幸委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。また、他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

本日は、鶴崎委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 皆さん、こんにちは。先週、上陸前は強力な台風ということで心配された台風１０号でありましたが、近くを通った割には大きな被害がなくて安堵しているところであります。まだ台風シーズン続きますので、皆さん、ご用心のほどよろしくお願いします。

本日は、定例の総会の後、農業者年金の研修、農業会議からの研修と続いてハードではありますが、皆様のご協力のほどよろしくお願いします。それでは、座ってから進行します。

ただいまから、令和６年第９回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第１２条の規定により、６番、馬場保委員、７番、前田辰己委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第２、議案第４０号、農地法第３条第１項の規定による許可申請についてから、日程第６、議案第４４号、農用地利用集積等促進計画（案）についてまでの議案５件となります。

それでは、日程第２、議案第４０号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書２ページを御覧ください。

〔議案第４０号の朗読〕

議案書３ページ、申請番号３７番から４３番まで、７件の申請があっております。詳しくは別添１を御覧ください。以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長お願いします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号３７番から４０番です。

申請番号３７番は、隣接宅地を購入する譲受人が同時に農地も取得する案件です。

申請番号３８番と３９番は、どちらも移住者が家庭菜園程度の農業から始めたいと、移住先の宅地の隣接農地を譲り受ける案件です。

申請番号４０番は、耕作できないため、譲受人が規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号３７番から４０番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号３７番から４０番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長をお願いします。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 議席番号１０番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号４１番から４３番です。

申請番号４１番は、耕作できないため、農業を始めたい弟に使用貸借で貸し付ける案件です。

申請番号４２番と４３番は交換案件で、それぞれが耕作していた農地の名義が入れ違っていたため、今回、相続人同士で話し合い、交換して、名義どおりの耕作者にする案件です。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号４１番から４３番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第４０号、申請番号３７番から４３番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第４１号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書５ページを御覧ください。

〔議案第４１号の朗読〕

議案書６ページ、申請番号５番と６番の２件の申請があります。詳しくは別添２を御覧ください。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（５番 中川 實美君） 議席番号５番、東部調査会長の中川です。

申請番号５番について、申請地は宅地等に囲まれた農地で第３種農地と判断しました。平成１１年頃からの無断転用案件です。２０年以上前から物置小屋で使っていたということで、追認申請案件と

して許可することに特に問題ないと思われます。

次に申請番号6番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地であることから、第1種農地と判断しました。申請目的は、農業用施設の転用です。第1種農地ですが、転用目的が農業用施設に該当することから、例外的に許可できる案件だと思われます。

申請番号5番から6番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号5番から6番について、ご質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員（16番 山崎 正典君） 追認申請をしても許可が下りない場合というのは、どんな時か。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 追認申請で許可が下りない場合については、立地基準という農地法の中で、農振農用地区域とか1種農地、2種農地、3種農地というのがありまして、その中で農用地区域については、農業用施設とかでなければ、例外規定でも許可できないような案件になっているんですね。

ですから、農用地区域とかであれば、農業用施設の場合は許可が出せるんですけども、ただ、一般基準の中で実際に転用されるに当たって、他の法令の許認可等の許可とかが下りる見込みがない場合は、許可をすることができないし、被害防除計画等で周りの農地とかに被害とか悪影響を与えるような場合は、許可をすることはできません。簡単に言えば、そういったものです。

○委員（16番 山崎 正典君） その判断は、じゃあ……。

○事務局長（高木 謙次君） 農業委員さんでしていただくということになります。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

○委員（18番 東 康敬君） はい。ほか、もう一件よかですか。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 今、局長が説明があったけど、もしも許可が下りないってなったときには、どういう対応をやっていくわけですか。

○事務局長（高木 謙次君） そうですね。昨日、一般質問でもあったんですけども、許可が下りない場合は、まずは原状復旧、命令を下すようなことになってくるかと思います。

その中で、もし原状復旧に応じなければ、罰則規定、懲役3年、罰金刑300万以下の罰金というような流れになっていくものと思われます。それも、一応農業委員さんの中で判断していただくことになるかと思います。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（15番 小筏 正治君） 追認の場合も、20年以上たつとるということをさっき言われたけ

ど、やっぱり今でもそういう追認の場合は20年以上なっとけば、追認申請で認められる可能性が大きくなるような気がするんですけど、20年というたら、18年じゃ、まだ駄目ということね。18年とか19年じゃ駄目なのか。

○議長（林田 剛君） 事務局、どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 20年ということ言われていますけれども、おおむねという形で捉えてもらえるといいのかなというふうには思っております。（「おおむねですか」と言う者あり）はい。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

ほかにご質疑ないようですので、議案第41号、申請番号5番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第42号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号24番から30番の7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号24番です。

申請番号24番について、申請地は市役所瑞穂支所から500メートル以内にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、資材置場用地です。事業拡大、利便性向上のため申請するもので、許可に関しては特に問題ないと思われます。先月許可した隣接地で、残されても農地で使う予定もなく、同じ会社に売却するという事で話がまとまったということです。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号24番について、ご質疑がありましたらお願いします。10番、内田委員、どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 10番、内田ですけど、この写真で見た段階なんですけど、値段があんまりにも安かじゃなかなかって思って、前んとまでひっくり返して考えられて、これ8反ぐらいあつとすかね。今んとが1,249（発言する者あり）3反（「約4反ぐらい」と言う者あり）4反ぐらい。4反ぐらいでしたとき、全体でばあつときて、これ120万ぐらい。

三、四万入れたとき、転用物件案件としてでも、ちょっとあんまりにも、私これ30万ぐらいと思った。値段がおかしい。

○議長（林田 剛君） はい。

○委員（18番 東 康敬君） この案件は、うちの瑞穂町の案件じゃけど、地主さんが、どっちも耕作ができないということで、もう前から、買い手いないかという相談はずっとあったけど、手を出す人は誰もいなくて、また条件的にも、ちょっと必然的なところがあって、条件的にはあんまりいい水田ではないわけですね。だから、幾らでも買ってくればよかったんじゃないかなと、うちらも推測はするところがあるわけですよ。これを、そのまま耕作はできずに放棄すれば、遊休農地に絶対これ行くような場所でもあるわけですよ。これで、さすがにできないので、今言ったように、その後、誰かが耕作をして借りたいとか、買ったりとかして耕作をするという人がいればいいけど、なかなかそういう人も、あの地区にもいないし、そういう形で売買をしたと。

これ、また後で出るけど、3条で、この譲渡人の畑を無償でもらった案件がまた出てくると思うんですよ。これも見てみれば、もうちょっと遊休農地になった草ぼうぼうのところで、何とかくれるけん、つくってくれんか、もらったという、そういう相談の中で、次の3条のあれで上がってくるのも、そういう感じで無償なんですよ。そういうことです。

○議長（林田 剛君） よろしいです。

○委員（10番 内田 弘幸君） いや、これは農地としては使いようのなかということで、農地としてはあれでしょうけど、じゃあ、これ転用物件としたときに、ここにこだけ載ってしたとき、本当に転用物件のあれで、30万ぐらいしか価値がない場所なのかというところで……。

○委員（18番 東 康敬君） 1メートルぐらい下がとるわけな。あれ全部埋めないかんですよ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 造成から上に……。

○委員（18番 東 康敬君） そんなくらい全部上げて、道を造らないかんわけですかいね、資材置場の状態を。一段下がとるけん、道路からは。

○委員（10番 内田 弘幸君） 転用物件だけん、この値段で本当に周りが困るやろねと思ったもんですけん。転用物件だけんね、これ。よかです。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにはございませんか。

質問・意見される方、議席番号と名前を發表してから、意見を申し出るようにお願いします。
ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号25番から29番です。

申請番号２５番について、申請地は市役所から５００メートル以内にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は、住宅と個人が経営する足場用の資材置場及び駐車場で、来客用含むです。許可に関して特に問題ないものと思われます。

次に２６番について、申請地は１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は、資材置場及び駐車場です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

次に申請番号２７番について、申請地は１０ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第１種農地と判断しました。申請者は市外からの移住者でもあり、例外規定の集落接続で許可できるものと思われます。

次に申請番号２８番について、申請地は市役所から５００メートル以内にある農地で、第２種農地と判断しました。申請目的は事務所用地となっております。申請人は養鶏業を営んでおります。許可に関し、特に問題ないものと思われます。

次に申請番号２９番について、申請地は高規格道路愛野インターチェンジから３００メートル以内にある農地で、第３種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないものと思われます。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２５番から２９番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号３０番です。

申請番号３０番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第２種農地と判断しました。４２年前、双方の父親が無償で使用していいということから、車庫兼倉庫を建て、使用してきたものです。

今回、追認申請で許可を取り、所有権移転登記をする案件です。許可に関して特に問題ないものと思われます。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号３０番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第４２号、申請番号２４番から３０番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第５、議案第４３号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書１０ページを御覧ください。

〔議案第４３号の朗読〕

議案書１１ページ、整理番号１番から議案書３４ページ、整理番号３８番までです。

整理番号１番から７番は貸借に係る案件、整理番号８番から１６番までは所有権移転に係る案件、整理番号１７番から３８番までは、農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添３を御覧ください。以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第４２号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号１番から７番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、所有権移転に係る申請番号８番から１６番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、農地中間管理事業に係る申請番号１７番から３８番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。関係委員の退室をお願いします。山崎正典委員と内田弘幸委員の退室をお願いします。

〔１６番 山崎委員、１０番 内田委員 退室〕

○議長（林田 剛君） お諮りします。議案第４３号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、退室された委員の入室をお願いします。

〔１６番 山崎委員、１０番 内田委員 入室〕

○議長（林田 剛君） 次に、日程第６、議案第４４号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書３５ページを御覧ください。

〔議案第４４号の朗読〕

議案書36ページ、整理番号1番から2番です。資料は別添3を御覧ください。

この議案については、前年まで中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分で上がってきていた案件であります。基盤強化法の改正で配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、案として作成し、承認をもらった上で、農林部局へ要請するものです。以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第44号に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、議案第44号、申請番号1番から2番は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後1時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 9月 5日

議 長

署名委員

署名委員